竹富町特産品等振興事業費補助金交付要綱

令和８年 10 月 13 日告示第 129 号

（趣旨）

第１条　この要綱は、竹富町補助金等交付規則（昭和 56 年６月４日規則第４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、竹富町特産品等振興事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助の目的）

第２条　町長は、竹富町特産品等の普及拡大、販路開拓並びに地域ブランドの価値の向上を図るため、次条に規定する補助対象者による、竹富町の地域資源を活用した特産品又はこれに準ずる商品（以下「特産品等」という。）の企画開発、リニューアル、販路開拓及びＰＲ等に係る経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

（補助対象者）

第３条　補助対象者は、町内に本店又は主たる住所を有する生産者又は加工・製造者であり、町税その他の町に対する納付金の滞納がない者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）竹富町特産品認定を受けた事業者

（２）竹富町内の原材料を使用している、又は町内で加工・製造を行っている商品を展開・開発する事業者

２　補助金の交付は、同一年度内において同一の補助対象者につき１回限りとする。

（補助対象経費及び補助率等）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。ただし、次に掲げる経費は補助対象外とする。

（１）特産品等の振興及び地域ブランド価値向上等に寄与しない経費

（２）懇親会費等の飲食費、私的利用との区分が困難な経費等、事業の遂行に直接関係のない経費

（３）前２号に掲げるもののほか、社会通念上妥当と認められない経費

（４）他の事業において補助金・助成金等の支給の対象となる経費

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとするときは、竹富町特産品振興事業費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

（１）竹富町特産品振興事業　事業計画書（様式第２号）

（２）竹富町特産品振興事業　補助対象経費内訳書（様式第３号）

（３）その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第６条　町長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等により、当該申請の内容を審査し、交付の可否を決定し、竹富町特産品振興事業費補助金交付（決定・不採択）通知書（様式第４号）により当該事業実施主体に通知するものとする。

（補助事業の変更承認申請）

第７条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた事業実施主体（以下「交付決定者」という。）は、次に掲げるいずれかに該当するときは、あらかじめ竹富町特産品振興事業費補助金変更承認申請書（様式第５号）を提出し、町長の承認を受けなければならない。

（１）補助事業を中止しようとするとき。

（２）補助金の額が増額となる変更をしようとするとき。

（３）補助金額の 30 パーセントを超える減額又は流用をしようとするとき。

（４）事業内容の重要な部分を変更しようとするとき。

（補助金の変更決定）

第８条　町長は、前条の規定による変更申請を受けたときは、その内容を審査して承認の可否を決定し、竹富町特産品振興事業費補助金変更（承認・不承認）通知書（様式第６号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　交付決定者は、事業が完了した日から起算して 30 日以内か当該年度の３月 31 日までのいずれか早い日までに、竹富町特産品振興事業費補助金実績報告書（様式第７号）に次に掲げる書類を添付し、町長に報告しなければならない。

（１）竹富町特産品振興事業費補助金　事業結果報告書（様式第８号）

（２）竹富町特産品振興事業　補助対象経費内訳書（様式第９号）

（３）補助対象経費の支払を証する書類の写し

（４）その他町長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第 10 条　町長は、前条の報告を受けた場合において、当該報告等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、竹富町特産品振興事業費補助金交付額確定通知書（様式第 10 号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第 11 条　補助金は、前条の規定により交付すべき額を確定した後に交付するものとする。

２　交付決定者は、補助金の支払を受けようとするときは、竹富町特産品振興事業費補助金交付請求書（様式第 11 号）を町長へ提出しなければならない。

（その他）

第 12 条　この要綱で定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附　則

この要項は、公布の日より施行する。

別表（第4条関係）

事業種目	事業内容	補助対象経費	補助率	補助上限額	備考
商品企画開発事業	町産品を活用した商品の企画開発、特産品等のリニューアル（商品そのものの他、商品のパッケージ変更など商品本体に付随するものを含む）、商品に付随するPR（商品紹介のパンフレット作成や説明書等を指す）を行う事業	事業内容に係る報償費、需用費、使用料及び賃借料、原材料費、委託費	補助対象経費の2/3以内	300千円	・千円未満切捨て
販路拡大推進事業	町産品を活用した商品及び町産品の販路拡大やPR活動を目的とした展示会や物産展等への出展を行う事業	事業内容に係る旅費、商品輸送費、借上費、展示会等への参加負担金	補助対象経費の1/2以内	200千円	・千円未満切捨て ・宿泊料は県内1泊1万1千円以内、県外1泊1万4千円以内とする。

様式第１号（第５条関係）

年　月　日

竹富町長　　様

所 在 地
団 体 名
代表者名

竹富町特産品等振興事業費補助金交付申請書

令和　年度において、下記の事業を実施したいので、竹富町特産品振興事業費補助金交付要綱第５条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

１．交付申請額　　金　　円

２．事業の内容

事業の種目	事業名	事業期間
		～

３．添付資料

① 竹富町特産品振興事業　事業計画書（様式第２号）
② 竹富町特産品振興事業　補助対象経費内訳書（様式第３号）
③ 特産品認定又は竹富町の地域資源を活用した商品であることを証する資料
（特産品認定証の写し又は商品概要が分かる資料）
④ 出展申込書等の写し
（販路拡大推進事業のみ）
⑤ 町税等の滞納をしていないことを証明する書類

様式第２号（第５条関係）

竹富町特産品等振興事業　事業計画書

事業を実施する理由	
事業の内容 **及び実施方法について** ※商品開発の内容 ※商品リニューアルの内容 ※出展イベントの詳細 （名称、場所、日時、人数等）	
事業で得られる効果 ※可能な限り数値目標を記載	

様式第３号（第５条関係）

竹富町特産品等振興事業　補助対象経費内訳書

単位：円

交付対象経費 経費区分	金額	内容詳細 （積算根拠）
合計（A）		

事業資金 資金区分	金額	内容詳細 （積算根拠）
竹富町特産品等振興事業費補助金		
事業実施主体自己資金		
合計		

※行数が足りない場合は、行を追加してください。
※交付対象経費について、根拠となる見積書等を添付すること。
※交付対象経費の合計と事業資金の合計が一致すること。

様式第 4 号（第 6 条関係）

竹富町指令第　　号
年　月　日

様

竹富町長

竹富町特産品等振興事業費補助金交付（決定・不採択）通知書

年　　月　　日付け申請のあった竹富町特産品振興事業費補助金については、下記のとおり交付を（決定・不採択）したので、竹富町特産品等振興事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

1．交付決定額　　金　　円

2．補助条件は、次のとおりとする。
（1）この補助金は、申請書記載の事業以外に使用してはならない。この事業以外に使用した時は、補助金の一部又は全部を返還させることがある。
（2）他の事業において補助金支給の対象となる経費については、当該事業の補助対象外とする。
（3）この補助金に関わる収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を備え付けなければならない。
（4）補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合においては、町長の承認を受けること。
（5）事業完了後は、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

3．不採択の場合、その理由

様式第５号（第７条関係）

年　月　日

竹富町長　　様

所 在 地
団 体 名
代表者名

竹富町特産品等振興事業費補助金変更承認申請書

年　月　日付け竹富町指令第　　号で交付決定がありました補助金について、下記のとおり変更したいので、竹富町特産品振興事業費補助金交付要綱第７条の規定により、補助金の変更承認を申請します。

記

１．変更の別　　（１）変更　　（２）中止

２．変更申請額

既交付決定額	変更後の交付申請額	差引増減額
円	円	円

３．変更の理由

４．変更の内容

５．添付書類
（１）変更後の補助対象経費内訳書（様式第３号）
（２）根拠となる見積書等

様式第 6 号（第 8 条関係）

竹富町指令第　　号
年　月　日

様

竹富町長

竹富町特産品等振興事業費補助金変更（承認・不承認）通知書

年　月　日付け変更承認申請のあった竹富町特産品振興事業費補助金について、下記のとおり決定したので、竹富町特産品振興事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

1. 決定区分　　承認　・　不承認

2. 変更後の交付決定額　　金　　円

3. 不承認の場合、その理由

様式第７号（第９条関係）

年　月　日

竹富町長　　様

所 在 地
団 体 名
代表者名

竹富町特産品等振興事業費補助金実績報告書

年　月　日 付け竹富町指令第　　号で交付の決定がありました補助金について、下記のとおり実施しましたので、竹富町特産品振興事業費補助金交付要綱第９条の規定により、報告します。

記

１．交付決定額　　金　　円

２．実績額　　金　　円

３．完了年月日　　年　　月　　日

４．添付書類

（１）竹富町特産品振興事業費補助金　事業結果報告書（様式第８号）
（２）竹富町特産品振興事業費補助金　補助対象経費内訳書（様式第９号）
（３）補助対象経費の支払を証する書類の写し（領収書等）
（４）商品の開発、リニューアル、イベント出展が確認できる書類（写真等）
（５）その他町長が必要と認める書類

様式第 8 号（第 9 条関係）

竹富町特産品等振興事業費補助金　事業結果報告書

事業実施内容	
事業の実績・成果	
事業の実施により、 今後見込まれる効果や 課題について	

※図表や写真を貼り付けるなど、実施内容や効果が伝わるよう具体的に記載してください。

様式第 9 号（第 9 条関係）

竹富町特産品等振興事業　補助対象経費内訳書

単位：円

交付対象経費 経費区分	当初申請額	実績額	増減理由
合計			

事業資金 資金区分	当初申請額	実績額	増減理由
竹富町特産品等振興事業費補助金			
事業実施主体自己資金			
合計			

※行数が足りない場合は、行を追加してください。
※交付対象経費について、根拠となる領収書等を添付すること。
※交付対象経費の合計と事業資金の合計が一致すること。

様式第 10 号（第 10 条関係）

竹富町達第　　号
令和　年　月　日

様

竹富町長

竹富町特産品等振興事業費補助金交付額確定通知書

年　　月　　日付け申請のあった竹富町特産品振興事業費補助金については、下記のとおり交付額を確定したので、竹富町特産品等振興事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

記

1. 交付決定額　　金　　円

2. 交付確定額　　金　　円

様式第 11 号(第 11 条関係)

年　月　日

竹富町長　　様

所 在 地
団 体 名
代表者名

竹富町特産品等振興事業費補助金交付請求書

　年　月　日付け竹富町達第　号で確定通知のありました竹富町特産品等振興事業費補助金について、竹富町特産品等振興事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額　　金　　円

金融機関名	銀行　　支店
預金の種類	普通　・　当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	